

「令和7年度札幌市子ども食堂食材費高騰対策特別支援金」申請要項

札幌市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂が、安定的に活動を継続できるよう支援することによって、子どもが安心して過ごすことができる居場所を維持することを目的として、子ども食堂に対し、支援金を給付します。

申請期間

令和7年6月2日(月)～令和8年1月30日(金)

※上記期間を過ぎて担当課へ到達した申請は、受付できませんのでご注意ください。

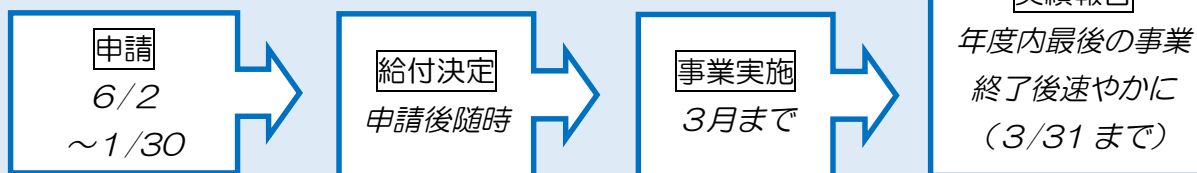
※郵送による提出の場合は、消印日が申請期間内であることを要します。

支援金の額

開催頻度	支援金の額
1か月から2か月に1回	50,000円
1か月に2回以上	100,000円

※令和7年度中（令和8年3月31日まで）に全額を使用していただくことが要件となります。

手続きの流れ



※ 本市のホームページ「令和7年度子ども食堂食材費高騰対策特別支援金」のページにも同じ内容を掲載していますので、ご確認ください。

(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/ibasho/shienkin.html>)

※ Q&A を作成していますので、そちらもご確認ください。



【申請・問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課

担当：長崎・加藤

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館5階

電話：011-211-2947（8：45～17：15まで、土曜日・日曜日・祝日を除く）

FAX：011-211-2971

E-mail：kodomo.kurashi@city.sapporo.jp

1 給付対象事業

支援金の給付対象となる事業は、次の要件をすべて満たす事業です。

(1) 対象事業について

ア 札幌市内で実施されている子ども食堂であること

※ この支援金における「子ども食堂」の定義

広く地域の子どもを受け入れ、無料または低廉で食事の提供を行う事業

イ 主な利用者が18歳未満の地域の子どもとその保護者であること

ウ 子どもの利用者負担が無料または低廉であること

エ 原則、2か月に1回以上開催していること

オ 令和7年度中に継続して事業を実施すること（申請後に開始する事業も含む。）

(2) 安全、衛生等について

ア 厚生労働省が発信している「子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意するとともに、子どもの食物アレルギーの有無等について必要な配慮を行っていること

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html



イ 子ども食堂開設時または支援金申請前に、札幌市保健所または各区保健センターに衛生管理に関する相談を行い、必要な助言・指導を受けること

ウ 開催時に常駐の責任者を配置し、子どもの様子を見守るとともに、感染症等対策及び利用者の安全管理に十分配慮していること

(3) その他

ア 営利を目的とした事業ではないこと

イ 申請団体が給付対象事業以外にも実施する事業がある場合、それらの事業と給付対象事業を経理上及び運営上明確に区分していること

ウ 宗教または政治活動を目的としていないこと

※ 国、北海道、札幌市や民間団体から補助金等の交付を受けている場合でも、この支援金の給付を受けることができます。（ただし、すでに交付を受けている補助金等がある場合に、その補助金等がこの支援金と併給が可能かどうかについては、それぞれの補助金等の担当窓口にお問い合わせください。）

2 対象団体

札幌市内で子ども食堂を運営している団体が対象です。法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

※以下に該当する団体は対象外になります。

- ・団体の構成員に暴力団員等を含む団体や暴力団と密接な関係のある団体
- ・宗教活動、政治活動を行う団体
- ・活動内容が公序良俗に反する団体

3 支援金額と開催頻度等

支援金の額は、1事業につき、次の表のとおりです。なお、同一の団体が複数の子ども食堂を運営する場合で、サービス提供が一体的でないといみなされるものは、それぞれの事業ごとに申請が可能です。

開催頻度	支援金の額	要 件
1 か月から2 か月に1 回	50,000 円	・ 支援金は給付対象事業のみに使用すること ・ 令和7 年度中に全額を使用すること
1 か月に2 回以上	100,000 円	

4 支援金の使途について

上記3のとおり、支援金は給付対象事業（子ども食堂の運営）のみに使用すること、令和7年度中に全額を使用することが給付の要件ですが、食材費に加えて、その他の経費にも使用できます。

5 申請方法

次の申請書類に必要事項を記載いただき、札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課に電子メール、持参または郵送により提出してください。

※ Eメールによる申請の場合は、以下にご注意ください。

4MB を超える容量のメールは担当課で受信できません。

Eメールによる申請後、1週間を経過してもなお担当課より受信確認の応答がない場合はメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。

※ 支援金の支払いは口座振込で行います。

法人の場合は法人名義の口座、その他の団体の場合は「団体名・団体代表者の職名・団体代表者の氏名」名義の口座をあらかじめ開設してください。

申請に必要な書類

- (1) 【様式第1号】給付申請書兼口座振替申出書
- (2) 【様式第2号】事業概要書
- (3) その他市長が必要と認める書類

ア 子ども食堂の活動がわかる資料

【パンフレット、周知チラシ、SNSの投稿記事等。申請後に子ども食堂を開設する場合等でパンフレット等がない場合は、団体の定款・会則等を提出してください。】

イ 振込先口座の通帳の写し

表紙及び表紙を開いた口座番号等の記載があるページの見開き

※ 上記以外に、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

様式のダウンロード場所

本市のホームページ「令和7年度子ども食堂食材費高騰対策特別支援金」のページから、様式をダウンロードすることができますので、ご確認ください。
(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/ibasho/shienkin.html>)



6 給付決定

提出いただいた申請書等を基に審査を行い、支援金の給付の可否を決定し、代表者あてに文書で通知します。

7 事業終了後の手続き

年度内最後の事業終了後に、速やかに【様式第6号】実績報告書を提出してください。

※ 提出の期限は令和8年3月31日です。

※ 年度内（令和8年3月31日まで）に支援金の全額を使用したことを確認する欄がありますので、記載漏れがないようにご注意ください。

8 給付の取消等

次のいずれかに該当する場合は、支援金の給付決定の取消や返還請求を行う場合があります。また、それに伴い申請者が被る損害について、札幌市は賠償いたしません。

- ・虚偽の申請その他の不正の行為があったとき
- ・支援金を給付の目的以外に使用したとき
- ・令和8年3月31日までに実績報告書の提出がないとき
- ・その他、市長が給付を行うことを不適当と認めたとき

※ 年度内（令和8年3月31日まで）に支援金の全額を使用しなかった場合など

9 その他、申請に当たっての留意事項など

- ・給付決定後の事業の変更については、【様式第5号】事業変更届を提出してください。
- ・活動の実施状況について、令和7年度以降も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。このため、事業に関する書類は事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

※ 申請要項 Q&A も併せてご覧ください。